

岩手県告示第 466 号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和 54 年岩手県条例第 35 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

平成 20 年 6 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定番号	種 類	名称等	発行所名	指定理由
20-9	コミック	レイプ 1	芳文社	著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
20-10	〃	レイプ 2	〃	
20-11	〃	レイプ 3	〃	
20-12	書籍	ザ・殺人術	第三書館	